

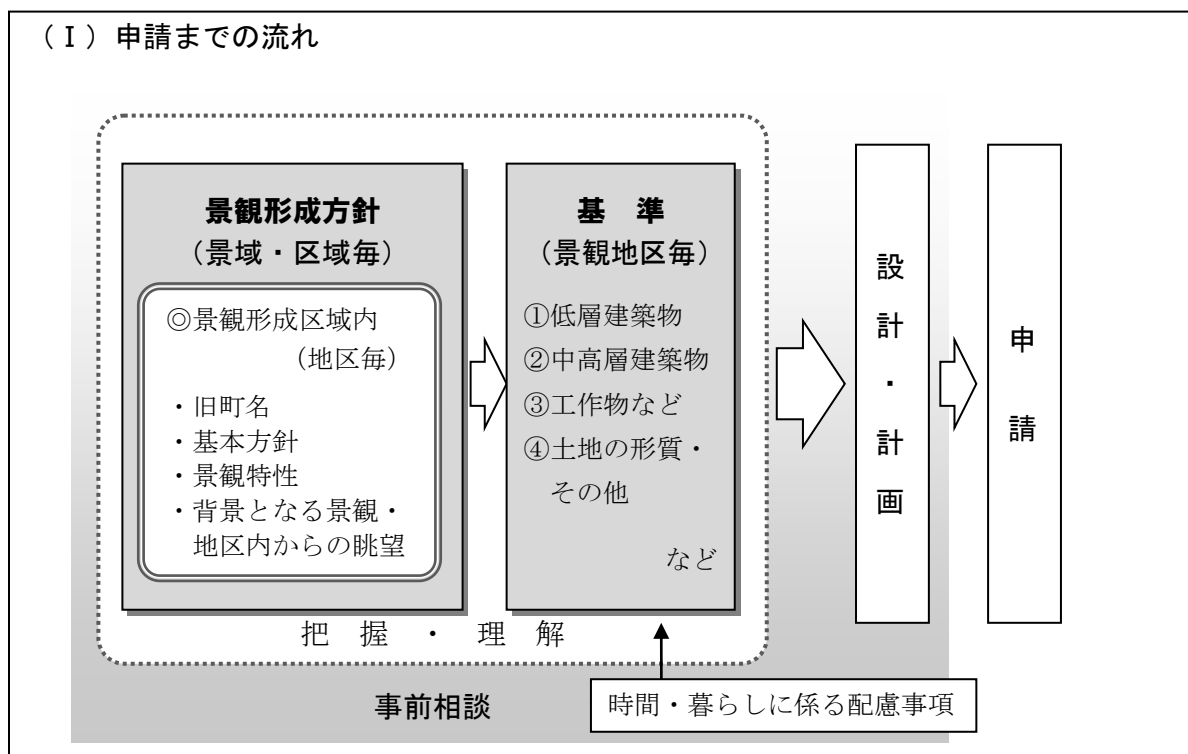
第2章の2 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-1 景観誘導の基本的考え方

(1) 景観誘導の流れと運用方法

具体的な景観誘導にあたっては、「**景観形成方針**」(景域・区域・地区毎)と「**基準**」(景観地区毎)をもとに進めます。

景観地区において、対象となる行為については、景観法に基づく申請が必要であり、景観形成方針・基準に適合しなければなりません。適合している場合は、認定(許可)され、認定証(許可証)が交付されます。



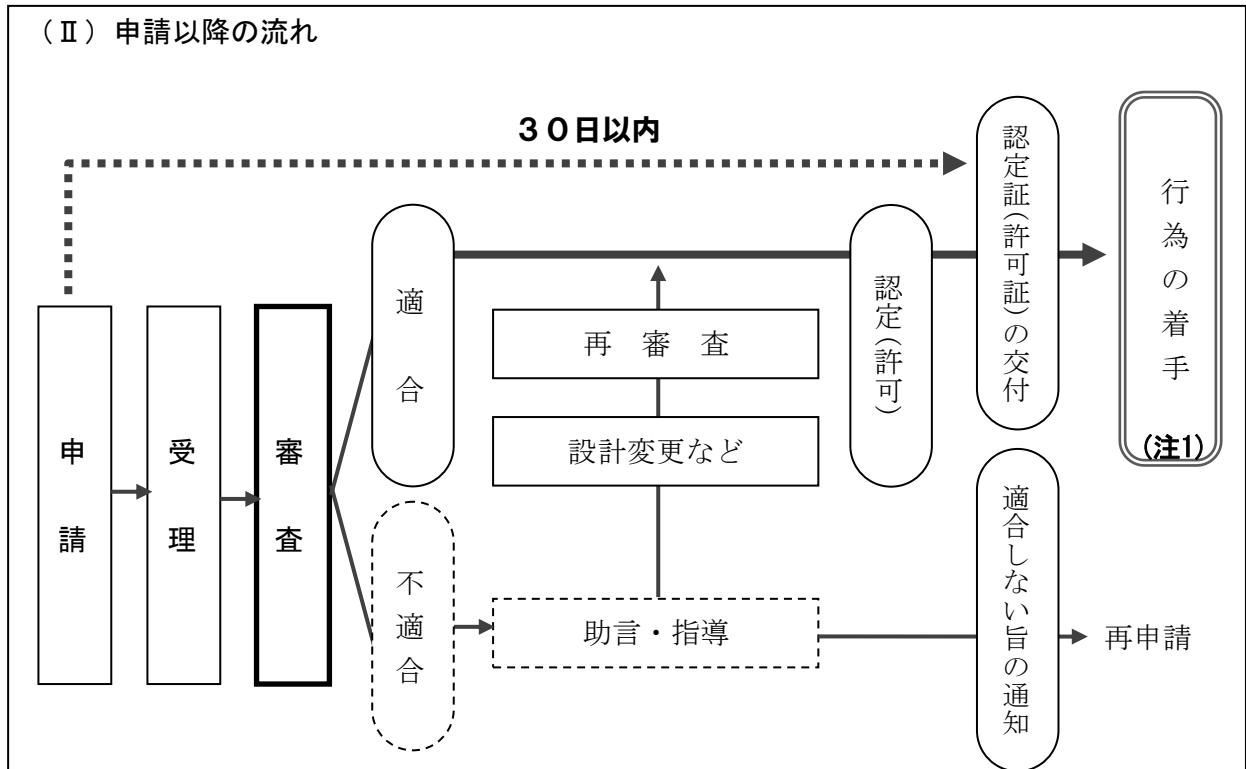
まず第一に、行為予定の当該地に係る景域・区域・地区毎の「景観形成方針」に基づいて、当該地周辺の歴史的背景や地理的条件等を踏まえた景観特性を読み解き、景観形成に向けた**前提条件の把握**が重要です。

次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく景観配慮や遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。

最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為に係る事前申請が必要となります。

また、景観形成方針や基準を理解し、設計・計画を進めていく上で、相談・確認すべき内容等がある場合は、適宜、**市との事前相談・協議**を行うことが望まれます。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)



申請については、「申請が受理されてから30日以内に審査する（景観法による）」となっています。申請の内容が基準に適合している場合は、認定(許可)されます。**認定証(許可証)が交付された後でなければ行為着手ができませんので注意が必要です。**

当該行為が周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあるなど、必要に応じて、「審査」や「再審査」の段階で、『金沢市景観審議会』において審議されることもあるため、なるべく早期の申請や事前相談・協議が望まれます。

なお、行為に係る申請なく、行為に着手した場合は、**罰則が適用されます。**

(注1) 工事現場における認定の表示が必要です。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-2 申請等が必要な行為

(1) 申請等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ申請等が必要となります。

区分	行為の種類
認定申請	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【建築物の建築等】
	工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【工作物の建設等】
許可申請	土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）
	木竹の伐採又物件の堆積
届出	開発行為

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
 増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
 改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
 移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
 修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
 模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

(2) 申請等の対象外となる行為等

(1) に掲げる行為等のうち、以下のいずれかに該当するものは申請等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為等

行為等	根拠条項※
地下に設ける建築物又は工作物	条例第26条の4第1号 条例第26条の12第6号
仮設の建築物	条例第26条の4第4号
仮設の工作物	条例第26条の12第7号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	条例第26条の17第1号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5mを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの	規則第15条の18第1号から第3号
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5m以下のもの	規則第15条の18第5号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第15条の5第1号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第15条の5第2号
工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く)の建設等で、行為に係る高さが、1.5m以下のもの	規則第15条の14第1号
工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る)の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が10㎡以下のもの	規則第15条の14第2号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員2m以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③竹の伐採(森林の皆伐を除く)	条例第26条の17第1号

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為等

法令等	許可等	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財として指定 (第27条第1項)	法第69条第1項第2号 条例第26条の12第1項 第2号
	史跡名勝天然記念物として指定 (第109条第1項)	
	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第43条第1項)	条例第26条の17第1項 第4号
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第125条第1項)	
石川県文化財保護 条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第14条第1項、第35条第1項)	規則第15条の4第1号 規則第15条の13第1号
金沢市文化財保護 条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第12条)	規則第15条の4第2号 規則第15条の13第2号
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第4条、第5条)	条例第26条の12第1項 第5号

※法：景観法 政令：景観法施行令
 条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例
 規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

3) 次に掲げる行為

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (条例第26条の4第3号、条例第26条の12第1項第11号、条例第26条の17第1項第2号)
- ② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (条例第26条の4第2号、条例第26条の12第1項第8号、条例第26条の17第1項第5号)
- ③ その他景観法第69条、条例第26条の4、条例第26条の12及び条例第26条の17に掲げる行為

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-3 申請等が必要となる対象範囲(指定区域)

対象範囲は、次の図に示すとおりです。

(1) 長町景観地区



2-2-4 景観形成方針・景観形成基準

(1) 長町景観地区

1) 景観形成方針(再掲)

◎伝統環境保存区域(41)…長町武家屋敷群地区

旧町名	長町一番～八番丁、穴水町一番～二番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る大野庄用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした街並みと、庭や用水等が一体となった水と緑が調和した景観を保全・継承します。
景観特性	○長町武家屋敷群跡(土塀・門と庭が連続する街並み) ○敷地内の庭等の季節感が感じられる景観 (新緑・花・蛍・紅葉、雪吊り、土塀の菰がけなど) ○黒瓦の家並み ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○足軽屋敷跡 ○大野庄用水の石積護岸、用水沿いの土塀・橋 ○用水の流れ・せせらぎの音
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域(都心軸区域)の街並み ○伝統環境調和区域(昭和大通り地区)の街並み

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2) 景観形成基準

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出(原則として30センチメートル以上)のある勾配屋根(原則として10分の3.5から10分の5までの勾配)とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した庇の設置に努める。 ・屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="607 1458 1311 1570"> <tr> <td>色相</td> <td>5YR~7.5YR</td> <td>7.6YR~2.5Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4以上6以下</td> <td>4以上7以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2以上4以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5YR~7.5YR	7.6YR~2.5Y	明度	4以上6以下	4以上7以下	彩度	2以上4以下	
色相	5YR~7.5YR	7.6YR~2.5Y								
明度	4以上6以下	4以上7以下								
彩度	2以上4以下									

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

	項目	基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース(車庫)とし、道路側には地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・公共空間等に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。 ・低層部では、地区内の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・地区内の伝統的街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="607 1413 1311 1512"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合。 特に低層部の外壁は、地区内の伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1) 以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

	項目	基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したのものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース(車庫)とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

③工作物等

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項 目		基 準
工 作 物 等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物は、公共空間等から望見できる場合には、都市計画に基づく建築物の高さの最高限度以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・公共空間等に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間等から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には、原則として設置しない。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠は、地区内の伝統的な街並みと調和するものとする。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調とする色彩においては、禁止色は使用しない。
	塀・垣・さく 等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・塀・垣・さく等を設ける場合は、地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、公共空間等に面する部分にブロック塀を設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、原則として、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材を採用する。

④土地の形質・その他

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項 目		基 準
土 地 の 形 質 ・ そ の 他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なおり面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・土地の形質の変更後の当該土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

項目	基準
<p>土地の形質・その他</p> <p>緑・用水等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く) ・木竹の伐採後の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・資材置き場や土砂堆積場その他物件の堆積にあつては、物件の堆積後の当該物件の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・公共空間等から望見できる場所で物件の堆積を行う場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する板塀、土塀、竹垣等又は生垣で目隠しによる修景を施すこと。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
<p>擁壁・のり面等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、地区内の伝統的な街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、地区内の伝統的な街並みに配慮し、緑化に努める。
<p>路外駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・公共空間等に面する部分は、地区内の伝統的な街並みと調和に配慮し、原則として、生垣・竹垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景を施す。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

特記事項

(用語の意義)

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低層建築物 建築物の高さが10メートル以下の建築物をいう。
- (2) 中高層建築物 建築物の高さが10メートルを超える建築物をいう。
- (3) 軒の出 外壁面(木造にあつては、外壁又はこれに代わる柱の中心線)から軒の先端までの水平距離をいう。
- (4) 公共空間等 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備をいう。

(禁止色)

2 屋根及び外壁の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。

- (1) マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
 - ア R(赤)系及びYR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - イ Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - ウ ア及びイ以外の色相で、彩度が2を超えるもの

(2) 蛍光色
(認定の特例)

3 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる建築物及び工作物又は建築物及び工作物の部分について、形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。